

京都市立学校空調設備整備事業検討委員会規則を公布する。

令和7年11月26日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第3号

京都市立学校空調設備整備事業検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、京都市立学校空調設備整備事業検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 条例第3条に規定する教育委員会が適當と認める者は、空気調和設備、学習環境その他の京都市立学校空調設備整備事業に関する専門的知識を有する者とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び委員長を代理する者が存在しないときの委員会は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の非公開)

第5条 会議は、非公開とする。ただし、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情

報を扱わない場合にあっては、この限りでない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育環境整備室において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(教育委員会事務局教育環境整備室)